

受付日：令和5年11月21日

意見・提言内容

国道や県道、田畑の畦等に空き缶やゴミが落ちているが、個人では行き届かない。

回答内容①

道路愛護月間による市内道路の一斉清掃などを通じて、市民の皆様のご協力を得ながら道路の美化に努めておりますが、道路上へのゴミの投棄は後を絶たない状況です。

道路上へのゴミの投棄は、道路交通法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など各種法令に違反する行為であるため、国道・県道の道路管理者である宮崎県や市内関係機関と協力していきながら、ゴミの削減に努めていきたいと考えております。

(えびの市 建設課)

回答内容②

市美化センターでは、ポイ捨て等の不法投棄禁止について、広報紙等で啓発するとともに不法投棄禁止啓発用の看板やのぼり旗を作製し、自治会に配布しているところです。また、不法投棄パトロールを実施しております。

不法投棄は犯罪ですので、引き続き、市広報紙等での啓発やパトロールに努めてまいります。

(えびの市 市民環境課)